

## 鳥取市グリーンツーリズム推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市グリーンツーリズム推進補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、グリーンツーリズム（農村地域の特性や恵まれた自然を生かして、都市住民との交流を行うことにより、地域の活性化を図る滞在型の活動をいう。）に取り組んでいる団体及びその団体が構成する連絡会のさらなる活動の発展を促進することにより、交流を通じた地域の活性化を図ることを目的として交付する。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に定める交付目的の達成に効果があると認められる事業とする。ただし、国又は地方公共団体から別の補助金を受けて実施する事業を除く。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市グリーンツーリズム連絡会又はその構成員となる団体とする。

### (補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 人件費（臨時的なアルバイト代等に限る。）
- (2) 講師等専門家への謝金
- (3) 旅費交通費
- (4) 役務費（広告料、保険料等）
- (5) 会場等借上げ料
- (6) 負担金（国、県が実施する研修会の参加負担金に限る。）
- (7) 事務費（郵券代、消耗品費、印刷製本費、備品等）

### (補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

### (交付申請)

第7条 規則第4条に定める申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、グリーンツーリズム推進事業実施計画書（様式第1号）によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に該当する場合以外の場合とする。

(補助金の交付)

第10条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条に定める実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、グリーンツーリズム推進事業実績報告書(様式第2号)によるものとし、補助事業完了の日から30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月22日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

グリーンツーリズム推進事業実施計画書

1 団体の概要

団体名		電話番号	
代表者		FAX番号	
所在地		Eメール	
設立目的			
設立日	年 月 日 設立		
会員数	団体・人 ( 年 月 日現在)		

2 事業計画

項目	実施時期	事業内容	備考

3 収支予算

<収入の部>

費目	金額	備考
合計		

<支出の部>

費目	金額	備考
合計		

様式第2号（第11条関係）

## グリーンツーリズム推進事業実績報告書

### 1 団体の概要

団体名		電話番号	
代表者		FAX番号	
所在地		Eメール	

### 2 事業実績

項目	実施期日	場所	事業内容・参加人数等	備考

### 3 収支決算

<収入の部>

費目	金額	備考
合計		

<支出の部>

費目	金額	備考
合計		